

「放送コンテンツによる地域情報発信力強化事業」に係る  
補助事業者（執行団体）公募要領

令和5年2月15日  
総務省 情報流通行政局  
情報通信作品振興課  
放送コンテンツ海外流通推進室

- ※ 本公募は、民間事業者等（間接補助事業者）への補助金（間接補助金）の交付事務等を行う補助事業者（執行団体）を公募するものです。
- ※ 本公募は、令和4年度補正予算の繰越に係る財務大臣の承認及び令和5年度予算の成立が前提となるものです。このため、今後、内容等が変更になる場合があることをあらかじめ御了承願います。

総務省では、本要領のとおり、「放送コンテンツによる地域情報発信力強化事業」を実施する補助事業者（間接補助金の執行団体）を募集します。

本補助金の交付を申請する方は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）及び情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）のほか本公募要領の規定についても十分に御理解いただいた上で、本補助金の申請及び受給に関する手続を適正に行っていただくようお願いします。

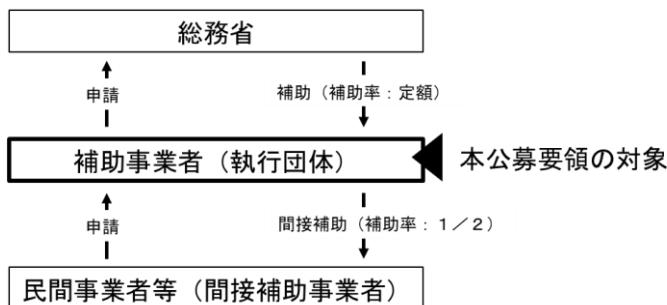
## 1. 事業概要

### (1) 事業の目的

間接補助事業者が、地方公共団体・地場産業等との連携を通じて、日本の地域の魅力を発信するコンテンツを制作し、海外において放送等（注）するとともに、連動した事業（以下「連動事業」という。）の実施等を通じて、当該地域（農産品・地場産品、文化等）に対する関心・需要を醸成し、日本の情報発信力を維持・強化することを目的とします。

注：本公募要領において、放送等とは、放送及び放送と同等の社会的影響力を有する動画配信サービス（ユーザ投稿型の動画共有サービスを除く）とします。

### (2) 事業スキーム



### (3) 事業内容

間接補助事業者が、発信元の地方公共団体・地場産業等との連携を通じて、我が国の魅力を発信するコンテンツを制作し、海外において放送等により情報発信するとともに、連動事業を行う費用について、執行団体が、その費用負担を軽減するための当該費用の一部を補助する事業。

※間接補助事業の補助対象、補助対象経費、募集方法等については、要綱の記載に従い、総務省との協議の上で決定するものとします。

※事業の実施に当たり、補助金申請システム（Jグランツ）を使用した電磁的記録による申請を受け付けるとともに、当該申請システムを通じて行われた申請に対しては原則として、当該申請システムで通知等の業務を行うものとします。

#### （参考）間接補助事業の概要（予定）

補助率は補助対象経費の2分の1以下、この場合における補助額の上限は4,000万円とします。

### (4) 事業実施期間

交付決定日から令和6年3月31日まで。

（本予算の繰越に係る財務大臣の承認等を前提とします。）

### (5) 応募資格

- ア 日本に拠点を有している法人（個人の応募は不可）であること。
- イ 事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ウ 事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- エ 事業に必要な海外の情報収集を行える体制を有していること。

オ 総務省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

## 2. 補助金交付の要件

### (1) 採択予定件数

1件

### (2) 補助率・補助額

補助率：定額補助（10/10）

補助額：511,500千円（業務管理費を含む。）

※業務管理費は、46,000千円以内とすること。

※最終的な実施内容、交付決定額については、総務省と調整した上で決定することとします。

## 3. 補助金の支払い

### (1) 支払時期

補助金の支払いは、基本、事業終了後の精算払となります。

※事業終了前の支払い（概算払）は、財務省の承認を受ければ可能です。概算払を希望する場合は、担当者に御相談ください。

### (2) 支払額の確定方法

事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき、原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

### (3) 実績報告書の提出時における実施体制把握

事業の実施体制を確認する必要があるため、交付申請時及び事業終了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として経費計上している費用のうち請負契約又は委託契約により第三者が実施している場合については、契約先の事業者（ただし、税込み100万円以上の取引に限る。）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額及び契約内容を記述した実施体制資料を添付してください。当該資料は、確定検査の際に確認する資料とします。

実施体制資料を作成する際、「旅費」、「会議費」、「謝金」、「備品費（借料及び損料を含む）」、「補助人件費（人材派遣も含む）」は記載の対象外とします。

請負先又は委託先からさらに請負又は委託をしている場合（税込み100万円以上の取引に限る。）も、上記同様に、実施体制資料に記述をしてください。

### 【実施体制資料の記載例】

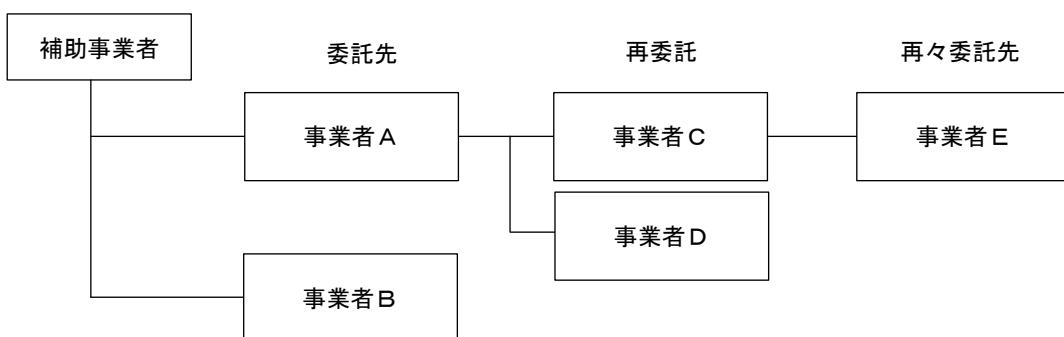
実施体制は、原則、下記のように整理表で提示していただくとともに、実施体制図も併せて示してください。実施体制と、契約先の事業者名、補助事業者との契約関係、住

所、契約金額及び契約内容がわかる資料であれば、様式は問いません。

＜実施体制（税込み 100 万円以上の契約。請負その他委託の形式を問わない。）＞

事業者名	当社との関係	住所	契約金額（税込み）	業務の範囲
事業者 A	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使 用し、円単位で 表記	※できる限り 詳細に記入の こと
事業者 B 未定	外注先	"	"	"
事業者 C	再委託先（事業者 A の委託先）	"	"	"
事業者 D 未定	再委託先（事業者 A の委託先）	"	"	"
事業者 E	再々委託先（事業者 C の委託先）	"	"	"

＜実施体制図＞



#### 4. 応募手続き

##### （1）募集期間

- ・募集開始日：令和5年2月15日（水）
- ・締切日：令和5年3月8日（水）12時必着

##### （2）応募書類

ア 本補助金では、郵送、電子メール又は補助金申請システム（Jグランツ）のいずれかで、応募を受け付けます。

##### 【応募書類】

- ・申請書（様式1）
- ・提案書（様式2）
- ・申請する民間団体等の概要、直近過去3年分の財務諸表及び事業報告書

イ 提出された応募書類は、本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。なお、応募書類は返却しません。また、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報

- (個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となりますのであらかじめ御了承ください。
- ウ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。
- エ 提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、採択の撤回等を行うことがあります。

#### (3) 応募書類の提出先

応募書類は、郵送、電子メール又は補助金申請システム（Jグランツ）により、以下のとおり提出してください。

##### <郵送の場合>

応募書類（正本1通及び副本4通）及び申請書類の電子データを保存したCD、DVD又はUSBメモリー（1部）を一つの封筒に入れ、次の宛先に送付してください。

〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館

総務省情報流行政局 放送コンテンツ海外流通推進室

「放送コンテンツによる地域情報発信力強化事業補助金申請書」担当宛て  
封筒の宛名面には、「放送コンテンツによる地域情報発信力強化事業補助金申請  
書」と記載してください。

##### <電子メールの場合>

申請書類を「content.kaigai/atmark/ml.soumu.go.jp」宛に送付してください。  
その際、メールの件名を「放送コンテンツによる地域情報発信力強化事業補助金申  
請書」としてください。

なお、添付ファイルは10MB未満となるようにしてください。ファイルサイズ  
が10MBを超える場合は、複数のメールに分割して送付してください。

※迷惑メール防止のため、「@」を「/atmark/」と表記しています。

##### <補助金申請システム（Jグランツ）の場合>

本事業では、補助金申請システム（Jグランツ）で応募を受け付けます。Jグランツを利用するにはGビズIDの取得が必要です。同システムの詳細は下記URLを御確認ください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※提出資料に不備がある場合は審査対象となりませんので、本要領等を熟読の上、注  
意して記入してください。

※締切後は受け付けません。郵送等の場合は配達の都合で締切時刻までに届かない  
場合もありますので、余裕をもって送付ください。

※電子メールによる提出の場合、データ容量が大きいと届かない場合がありますの  
で、送付後に【10.問い合わせ先】に電話等により到達を確認してください。

#### (4) 応募に関する質問の受付及び回答

応募に関する質問につきましては、(3)に記載したメールアドレスあてにお問い合わせください。なお、応募に関する質問につきましては、電子メールでのみ受け付けま

す（電話、来訪等による問合せには対応しません。）。電子メールの件名は、「放送コンテンツによる地域情報発信力強化事業に関する質問」としてください。

## 5. 審査・採択

### （1）審査方法

審査は、原則として応募書類に基づく書面審査及び外部の有識者による評価を行いますが、必要に応じて、ヒアリング及び現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

### （2）審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。ただし、必須項目を満たしていない申請については、他項目の評価にかかわらず採択しません。

#### ＜必須項目＞

- ア 1の（5）応募資格を満たしているか。
- イ 提案内容が交付の対象となりうるか。
- ウ 提案内容が本事業の目的に合致しているか。
- エ 本事業の実施方法、実施スケジュールに実現性があるか。
- オ 本事業を遂行するための資力、資金調達能力を有しているか。
- カ 業務管理費が上限を超えていないか。業務管理費に対する委託・外注費の額の合計の割合が50%を超えていないか。
- キ 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、委託・外注を行っていないか。

#### ＜加点項目＞

- ク 本事業の実施方法等について、諸外国の視聴動向の変化を踏まえた事業のコンセプトやテーマの設定など、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ケ 間接補助事業者の採択における透明性を確保するとともに、より質の高い放送コンテンツの応募・採択が行われるための工夫が見られるか。
- コ 本事業の周知について、デジタル社会の進展等を踏まえ、放送事業者に限らず多様な業態の事業者の参画を促すための工夫が見られるか。
- サ 有効な効果検証とするために必要なデータの収集・分析等を提案し、事業全体の成果を適切に示す工夫が見られるか。また、間接補助事業以外への事業成果の波及効果（特に地域への経済波及効果）及び事業完了後の事業成果の継続性を高める工夫が見られるか。
- シ 本事業の関連分野に関する十分な知見を有しているか。
- ス 過去の事業において放送実績のある国又は地域において、現地法人の設置や現地企業等との連携により、現地の放送等の視聴動向などの情報の収集や現地の放送等を行う事業者との連携を行うことができる体制を構築しているか。
- セ コストパフォーマンスが優れているか。必要となる経費・費目を過不足なく考慮し、適正な積算が行われているか。
- ソ 類似の事業を実施した実績があるか。

### （3）採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、当該申請者に対しその旨を通知するとともに、総務省

のホームページでその名称を公表します。

## 6. 交付決定

採択後の手続は、採択された申請者が総務省に補助金交付申請書を提出し、それに対して総務省が交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります（補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。）。

なお、採択通知から交付決定までの間に、総務省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、補助額等に変更が生じる可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には交付決定ができないこともありますので、あらかじめ御了承ください。

交付決定後、補助事業者に対し、事業実施等に必要な情報を提供することがあります、情報の内容によっては守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

## 7. 補助対象経費の計上

### （1）補助対象経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容	
放送コンテンツによる地域情報発信力強化事業費	我が国の魅力を発信するコンテンツを制作し、海外において放送等により情報発信するとともに、連動事業を行う費用	
業務管理費	放送コンテンツによる地域情報発信力強化事業の執行に係る経費 (下記(1)～(5))	
	(1)人件費	
	(2)旅費	
	(3)謝金	事業の執行に必要な謝金（外部有識者に対する謝金等）
	(4)委託・外注費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に外注するため必要な経費（委任契約・請負契約）
	(5)その他費用	その他事業を執行するために必要な経費 (原則として、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものに限る。)

※委託、外注を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は認められません。経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者等を選定してください。

※業務管理費の経費区分のうち、委託・外注費については、他の経費と区分を分けてください。

### （2）経費として計上できない経費

- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性

のない事由に基づき生じたキャンセル料等については経費として計上できる場合がありますので、担当者に御相談ください。)

- ・その他事業に関係がない経費

#### (3) 補助対象経費からの消費税額の除外

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求ることになります。

これは、補助事業者が確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されること、補助事業者における煩雑な事務手続を回避すること等の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請の補助金申請額の算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定・記入してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあっては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

ア 消費税法における納税義務者とならない補助事業者

イ 免税事業者である補助事業者

ウ 簡易課税事業者である補助事業者

エ 国又は地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者

オ 国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者

カ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

### 8. 事業実施状況の把握

補助事業の実施状況の把握のため、総務省が定期的に事業の進捗状況を確認します。

### 9. 留意事項

- ・すべての提出書類において、いかなる理由があっても虚偽の記述を行わないでください。
- ・偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、現地調査等を実施する場合があります。

なお、事業に係る取引先（請負先及び委託先並びにそれらの取引先等も含む。）に不明瞭な点が確認された場合、当該取引先に対して、補助金の受給者の立会いの下で、現地調査等を実施する場合があります。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力要請等を行っていただきます。

- ・上記の調査を拒否した場合、又はその調査の結果、不正行為が認められた場合は、補助金の受給者に対し、当該補助金に係る交付決定の取消しを行います。同者には、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただきます。あわせて、総務省から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに、事業者の名称及び不正の内容を公表することができます。
- ・提出された応募書類及び実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に關

する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等)を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲について第三者意見照会等の必要な手続きを経て決定することとします。

#### 10. 問い合わせ先

〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館

総務省情報流通行政局 放送コンテンツ海外流通推進室

担当:川原、入谷

E-mail: content.kaigai/atmark/ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、「@」を「/atmark/」と表記しています。